

3

パンデミックを契機とした新たな社会の実現

3-1. 新型コロナウイルス感染症の急速なまん延への対応

(1) パンデミックの発生

2019年12月に中国・武漢市において原因不明の肺炎が発生し、その後、新型コロナウイルス感染症であることが判明した(後にCOVID-19と命名)。この感染症は中国国内で拡大するとともに各国へも広がり始め、世界的に注目を集めるようになった。日本国内では、2020年1月に初の感染者が確認され、2月には横浜港に停泊していたクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」において大規模な集団感染が発生した。その後、世界的に感染が拡大するなか、WHOは3月にパンデミックを宣言した。

日本でも都市部を中心に感染が拡大し、4月には、東京、大阪、神奈川など7都府県を対象に、政府が初めて緊急事態宣言を発令し、対象地域はその後全国に拡大した。これにより、学校や飲食店、娯楽施設の休業要請、在宅勤務の推進、外出自粛などが実施され、人流が大幅に減少し、経済活動が大きな打撃を受けた。その後、新規感染者数の減少や医療提供体制の状況等を踏まえ、政府は5月末に緊急事態宣言を解除したが、夏以降、感染者数が再び増加し、「第2波」「第3波」と呼ばれる感染拡大が全国で発生した。2021年2月には、医療従事者を対象に、国内初の新型コロナワクチン接種が開始された。さらに6月からは、企業や大学等が職場で行う職域接種も開始された。

2021年春には、感染力の強い変異株が広まり「第4波」が発生したことから、政府は再び緊急事態宣言を発令した。この頃から、感染拡大の状況や地域特性に応じて、緊急事態宣言に代わる措置として「まん延防止等重点措置」が導入され、飲食店の営業時間短縮要請などを中心とした対応が行われるようになった。同年には第5波が発生し、医療現場は過去最大の逼迫状況に陥った。2022年初頭には感染力の強い変異株の影響により全国で感染者が急増し、政府は複数の地域に対して「まん延防止等重点措置」を適用した。同年7月以降は、ワクチン接種の進展など複合的な要因を背景に、感染者における重症者や死亡者の割合が低下したとの認識を政府が示した。これを受け、秋以降には、外国人観光客の入国規制が緩和され、観光業の回復が始ま

るなど、経済活動がの正常化が徐々に進んだ。

政府は2023年5月、COVID-19の感染症法上の位置付けを、「2類相当」の運用から「5類感染症」へと変更した。これにより、保健所の関与や隔離措置が緩和された。それまで強く推奨されてきたマスクの着用は個人の判断に委ねられ、公共の場での使用率は徐々に減少していった。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会・経済活動が大きな影響を受けたこの期間(「コロナ禍」とも呼ばれる)は、新しい生活様式の定着を促した。外出自粛要請の影響もあり、リモートワークやオンライン教育が多くの企業・学校で実施された。それらは5類移行後も引き続き実施され、社会のデジタル化の急速な進展をもたらした。

(2) NTTグループの取り組み

2020年6月、緊急事態宣言下におけるテレワークの取り組みを好機と捉え、宣言解除後も、従来の働き方に戻すことなく、業務のやり方等を見直しつつ、リモート型社会を先導する働き方を志向・検討・実施していくため、グループ横断的な検討のフレームワークとして、各社副社長を委員としたNew Work Style委員会が立ち上げられた。検討の目的は「場所や時間に捉われない働き方の実現」であり、これにより、「生産性向上・効率化」「イノベーションの創出」「働き方のグローバル化」を実現していくことである。リモートワークの促進と環境整備(ソフト面:制度・業務ルール等の見直し、ハード面:IT環境の改善、オフィスの在り方等)に向けて、課題と対処方針を委員会で議論し、実現可能な施策からグループで展開が図られることになった。New Work Style委員会の枠組みの下、具体的な内容や仕組みについては、以下の各種WGが立ち上げられ検討が進められた。

●働き方WG

リモート型社会に対応したサービス制度の見直し、通勤費の見直し/リモートワーク手当の創設、ジョブ型の処遇制度への見直し検討、評価や昇格の在り方の再検討、健康管理・メンタルヘルス対策等

●育成WG

リモート型チームマネジメントの在り方検討、リモート型育成・OJTの在り方見直し、ジョブ型への転換を踏ま